改正

昭和27年12月24日条例第29号 昭和34年9月28日条例第26号 昭和36年3月25日条例第6号 昭和50年4月1日条例第5号 平成15年3月31日条例第8号 平成24年3月27日条例第22号

行田市立図書館協議会設置条例

(設置)

第1条 図書館法 (昭和25年法律第118号) 第14条の規定に基づき、行田市立図書館協議会 (以下「協議会」という。) を置く。

(職務)

第2条 協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕に つき調査協議し、館長に対し意見を述べるものとする。

(任命等)

- 第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の 向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。
- 2 委員の定数は10人以内とし、その任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者 の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 協議会に、委員長1人、副委員長1人を置き、委員の中からこれを互選する。
- 2 委員長は、会議の議長となり、協議会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

この条例は、昭和26年8月10日から施行する。

**附 則** (昭和27年12月24日条例第29号)

この条例は、昭和27年12月24日から施行する。

**附** 則 (昭和34年9月28日条例第26号)

この条例は、昭和34年10月1日から施行する。

**附** 則(昭和36年3月25日条例第6号抄)

この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年4月1日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日条例第8号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

**附** 則 (平成24年3月27日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第3条の規定による行田市立図書館協議会の 委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の第3条第1項の規定により、行田市立図書館 協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなさ れる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における従前の行田市立図書館協議会の 委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。